

## 社会福祉法人米原市社会福祉協議会備品貸出事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 本事業は備品の貸出しを行い、もって米原市内の地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）とする。

### (貸出しの対象)

第 3 条 本事業の対象は、米原市内に拠点を置き米原市内の地域福祉を推進する次の各号に掲げる団体等とする。

- ① 自治会
- ② 福祉団体
- ③ 小地域福祉委員会
- ④ 保育・こども園、学校
- ⑤ 福祉事業所
- ⑥ ボランティアグループ
- ⑦ 当事者団体
- ⑧ スポーツ少年団
- ⑨ その他本会が特に認める団体等

### (使用の制限)

第 4 条 貸出備品については、次の各号に掲げる事業等に使用してはならない。

- ① 営利を目的とするもの（利益を募金する場合や福祉活動へ使用する場合はこの限りではない）、またはその誘導につながるもの。
- ② 選挙活動、布教活動等。
- ③ その他本会が適当でないとするもの。

### (貸出備品)

第 5 条 本事業において貸出す備品は、別表 1 に掲げるものとする。

### (貸出期間)

第 6 条 本事業の貸出し期間は、最長 3 日とする。ただし、本会が必要と認めた場合はこの限りでない。

### (利用受付)

第 7 条 備品を借受けようとする者（以下「利用者」という。）に対しては、備品を利用する日の属する月の 3 カ月前の 1 日から受付を行い、利用者は、その日から利用当日までに備品使用申込書（別記様式第 1 号）を本会に提出しなければならない。ただし、8 月分の貸出しについては 5 月 1 日より 5 月第 2 土曜日ま

で受付期間とし、利用希望の日、時間が重なった時には希望者参加のもと、5月第3土曜日に抽選を行うものとする。

(利用料)

第 8 条 本事業の利用料は無料とする。ただし、材料費は利用者が負担するものとする。

(機器の搬送)

第 9 条 借受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

(備品の管理義務)

第 10 条 借受けた備品は、善良な管理を行い、貸出し目的以外の使用または転貸をしてはならない。

2 備品に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに本会へ報告するものとする。

(備品の返却)

第 11 条 備品の返却は利用者が備品の清掃を十分に行ったあと、付属品等を確認し、本会職員立ち合いのもとに返却するものとする。

(返却通告)

第 12 条 本会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、貸出し備品の返却通告を行うものとし、返却通告を受けたものは、速やかに備品を返却しなければならない。

- ① 備品使用申込書の不正記述等により貸出しを受けたとき。
- ② その他貸出しの必要性がなくなると認められるとき。

(費用弁償)

第 13 条 利用者の責めに帰すべき事由により第 10 条第 2 項に該当する事項があった場合は、その修繕等にかかる費用の実費を利用者が負担するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が別に定める。

付則	この要綱は、平成 17 年	2 月 14 日から施行する。
付則	この要綱は、平成 19 年	1 月 1 日から施行する。
付則	この要綱は、平成 21 年	4 月 1 日から施行する。
付則	この要綱は、令和 7 年	2 月 1 日から施行する。